

○宇都宮市中心市街地拠点広場条例

平成 18 年 9 月 28 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 中心市街地において、市民の憩いとふれあいの場を提供することにより、市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図るため、中心市街地拠点広場(以下「広場」という。)を設置する。

(運営の指針)

第 2 条 広場は、中心市街地の活性化とにぎわいの創出の拠点となるよう、地域住民をはじめ、広く市民と連携し、市民協働を理念として、運営されなければならない。

(名称及び位置)

第 3 条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宇都宮市オリオン市民広場	宇都宮市江野町 8 番 3 号
宇都宮市バンバ市民広場	宇都宮市馬場通り 4 丁目 6 番

(平 19 条例 59・一部改正)

(施設)

第 4 条 宇都宮市オリオン市民広場に、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) ステージ
- (2) 交流広場
- (3) 回廊
- (4) 大型映像装置
- (5) ポケットパーク
- (6) 交流施設

2 宇都宮市バンバ市民広場に、交流広場を置く。

(平 19 条例 59・平 20 条例 18・平 23 条例 29・一部改正)

(行為の禁止等)

第 5 条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 5 号から第 8 号までに該当する場合であって、第 6 条第 1 項の許可を受けた者が当該許可に係る範囲内において行為をするときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 広場又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示する行為

- (6) 車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (7) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (8) 第6条第1項各号に掲げる行為
- (9) その他広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、広場の利用者の行為が前項各号(同項ただし書に該当する場合を除く。)のいずれかに該当し、広場の適正な管理が妨げられるおそれがあると認めたときは、広場の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第6条 次に掲げる行為を目的として、広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 発表会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 商品の広告その他営業に関する宣伝をすること。
- (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、前条第1項各号の使用が第5条第1項に規定する禁止行為に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第8条 広場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表の該当する金額の合計額を使用料として、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。この場合において、規則で定める附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第1項各号の規定に該当するとき(同項ただし書に該当する場合を除く。)
- (3) 第6条第2項の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第 10 条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 11 条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第 5 条第 2 項の利用の禁止又は制限に関する業務

(2) 第 6 条第 1 項の使用の許可及び第 7 条の使用の制限に関する業務

(3) 広場の維持及び管理

(4) 第 1 条の設置目的を達成するために必要な広場の運営、事業の実施等に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 12 条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則及び広場の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 59 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 19 年規則第 80 号で平成 19 年 7 月 31 日から施行)

附 則(平成 20 年 3 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 42 号)

この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 29 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条関係)

(平 21 条例 10・全改, 平 22 条例 42・平 23 条例 29・平 26 条例 2・一部改正)

1 宇都宮市オリオン市民広場

区分		金額
ステージ		日額 3,080 円
交流広場及び回廊	全面使用	日額 3,080 円
	片面使用	日額 1,540 円
大型映像装置		日額 2,050 円
附属設備		日額 3,080 円を超えない範囲内において規則で定める額

2 宇都宮市バンパ市民広場

区分		金額
交流広場	東側全面又は西側全面の使用	日額 3,080 円
	東側片面又は西側片面の使用	日額 1,540 円
附属設備		日額 3,080 円を超えない範囲内において規則で定める額

備考

1 ステージ, 交流広場及び回廊又は大型映像装置を第 6 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの行為を目的とする同項の規定による使用許可を受けて使用する場合は、当該施設に係る金額の 2 倍の額とする。

2 使用時間が 4 時間に満たない時間で使用する場合は、当該施設に係る金額の 3 分の 1 の額(100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。